

次世代育成支援対策推進法の延長等の検討の背景

- 政府は、平成 27 年度以降の次世代育成支援対策推進法の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。【子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）附則第 2 条第 2 項】
- 平成 27 年度以降の次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）の延長について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【社会保障制度改革推進法第 4 条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について（平成 25 年 8 月 21 日閣議決定）】
- 来年度末で期限切れとなる次世代育成支援対策推進法の延長・強化を検討する。【日本再興戦略－Japan is BACK－（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）】
- 平成 26 年度で期限切れとなる「次世代育成支援対策推進法」について、官民あがて「少子化危機突破」に向けた取組を推進する観点からも、その延長・強化を検討する。【少子化危機突破のための緊急対策（平成 25 年 6 月 7 日少子化社会対策会議決定）】
- 2014（平成 26）年度までの時限立法であり、企業における仕事と子育ての両立支援を推進するための強力なツールの 1 つである次世代育成支援対策推進法について、今後の 10 年間で更なる取組期間として位置づけ、その延長・見直しを積極的に検討すべきである。【社会保障制度改革国民会議報告書～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～（平成 25 年 8 月 6 日社会保障制度改革国民会議）】
- 育児休業中の経済的支援の強化や次世代育成支援対策推進法の延長について労働政策審議会等で検討を行い、次期通常国会への雇用保険法改正案及び次世代育成支援対策推進法改正案の提出を目指す。【成長戦略の当面の実行方針（平成 25 年 10 月 1 日日本経済再生本部決定）】

次世代育成支援対策推進法についての提言

- 少子化危機突破に向けた緊急提言（平成25年10月9日全国知事会）
次世代育成支援対策推進法の恒久化
平成26年度までの時限立法である「次世代育成支援対策推進法」について、子ども・子育て新制度との整合をとったうえで恒久化を図るべきである。
併せて、行動計画策定指針については、平成27年度以降の抜本的な対策の強化に向けて、より具体的な対策を盛り込むなどの見直しを行うべきである。

- 平成26年度政府予算編成に関する提言（平成25年10月22日全国都道府県議会議長会）
子育て支援の強化、働き方改革、結婚・妊娠・出産支援のための「少子化危機突破のための緊急対策」を着実に実行する。